

国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
規則 第 57 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号）第 3 条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学に勤務する部局長等（国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成 16 年規程第 1 号）別表に規定する部局長、センター長、学科長及び歯学部附属学校長をいう。以下同じ。）並びに教員（教授、准教授、講師及び助教をいう。以下同じ。）の任免の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（部局長等の選考）

第 2 条 部局長等の選考は、別に学長の定める基準により、学長が行う。

（教授の採用、昇任及び配置換）

第 3 条 教授の採用、昇任及び配置換（以下「採用等」という。）の選考は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準（平成 16 年規則第 59 号。以下、「教員選考基準」という。）により、当該教授会又は当該運営委員会等（以下「教授会等」という。）での意見聴取及び人事委員会の議を経て、学長が行う。

2 前項の選考については、国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則（平成 29 年規則第 71 号）第 2 条第 2 項に定める教授選考委員会の意見を聴くことができる。

（准教授、講師及び助教の採用等）

第 3 条の 2 准教授、講師及び助教（以下「准教授等」という。）の採用等の選考は、教員選考基準により、教授会等での意見聴取及び人事委員会の議を経て、学長が行う。ただし、准教授等の採用等の選考にあたっては、教員選考委員会の議をもって、人事委員会の議に代えることができる。

2 前項の選考については、国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則（平成 29 年規則第 71 号）第 2 条第 3 項に定める教員選考委員会の意見を聴くことができる。

（選考手続きの例外）

第 3 条の 3 大学の運営上、学長が特に必要と認める場合における教員の採用等の選考は、前 2 条の規定にかかわらず、教員選考基準により、学長が直接行うことができる。この場合において、当該教員の所属については、学長が定める。

（解雇及び降任）

第 4 条 部局長等及び教員は、以下に定める委員会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して解雇又は降任されることはない。

（1）解雇 人事審査委員会

（2）降任 人事委員会

2 前項の審査にかかる手続きについては、国立大学法人東京医科歯科大学人事審査委員会規則（令和 2 年規則第 86 号）及び国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則（平

成 2 9 年規則第 7 1 号) に定める。

(部局長等の任期)

第 5 条 部局長等の任期については、別に学長が定める。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、部局長等及び教員の任免に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 6 日規則第 3 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 6 月 3 0 日規則第 7 5 号)

この規則は、平成 2 3 年 6 月 3 0 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 3 0 日規則第 5 4 号)

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 1 0 月 5 日規則第 1 0 1 号)

この規則は、平成 3 0 年 1 0 月 5 日から施行し、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 7 月 3 0 日規則第 8 5 号)

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 3 0 日規則第 9 8 号)

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 2 8 日規則第 6 0 号)

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。